



行政の 焦点

労働基準監督署では11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に、長時間労働が疑われる事業場に対し重点的に監督指導を行っております。今回の『行政の焦点』では、実際の監督指導において違法な長時間労働を認めた事例についてご紹介いたします。

人について、突発的な業務繁忙により、36協定で

を実施していなかった。

【労働基準監督署の指導】

◆36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについては是正勧告

（労働基準法第32条違反）

◆労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについては是正勧告

▽事例2▽

長時間労働を原因とする脳・心臓疾患の労災請求があった事業場（接客娯楽業）に臨検

【立入調査で把握した事実】

◆脳・心臓疾患を発症した労働者について、発症前の勤務状況を確認したところ、大きなイベントの準備のために業務が集中したことにより、36協

知していなかった。

【労働基準監督署の指導】

◆36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについては是正勧告

（労働基準法第32条違反）

◆労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについては是正勧告

（労働基準法第36条第6項違反）

◆時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

◆時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えた労働者に対し、当該労働者に係る時間外・休日労働時間に関する情報を通知していなかったことについては是正勧告

（労働安全衛生法第66条の8第1項違反）

11月は「過労死等防止啓発月間」です

定めた上限時間（特別条項・月99時間）を超え、

かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、最長で

1か月当たり149時間の違法な時間外・休日労働が認められた。

◆定期健康診断は実施していたものの、深夜業

（22時～翌朝5時）に従事させる場合の健康診断

▽事例1▽

労働者の情報から長時間労働が疑われる事業場（食料品製造業）に臨検

【立入調査で把握した事実】

◆製造ラインの労働者5